

## 第六章 県民主役の地域づくりと多文化共生社会

### 第一節 民による公益増進と女性活躍の時代へ

#### 一 震災一〇年、県民が主役の地域づくりへ

「参画と協働に基づく地域づくり」  
〔阪神・淡路大震災からの復興過程は、兵庫県にとって県民主体の新たなまちづくり、地域づくりに多様な県民の参画と協働による施策を推進した。〕

成長社会から成熟社会へ、そして中央集権から地方分権へ、この国の在り方は緩やかに変わりつつあった。厳しい財政状況と人口減少、少子高齢化が進行する中、多種多様化する県民のニーズにどう応えるかが問われた。

平成十三年に策定された「二十一世紀長期ビジョン」は、改めて県民主役・地域主導の自立的な地域づくりをうたい、行政、県民、地域団体、企業等が協働して取り組むとの方向を示した。翌十四年十二月に制定さ

表 37 参画と協働に関連する施策数推移

年度	施策数
平成18	568
19	566
20	522
21	536
22	499
23	528
24	553
25	566
26	574
27	591
28	584
29	620
30	621

〔「参画と協働関連施策の年次報告」より作成〕

れ、十五年四月に施行された「県民の参画と協働の推進に関する条例」はこれを裏付けるものであった。条例は、県民が主役となり、自発的で自律的な地域づくり活動の広がりをもととして支援する「地域づくり活動支援指針」（以下、指針）と、県民と県行政とのパートナーシップにより、県民の立場から県行政を推進する「県行政参画・協働推進計画」（以下、推進計画）の策定を定める。指針には地域づくり活動の支援の方策として、①新たな活動を生む、育むための情報の提供・相談への対応、多世代の参画の促進、人材の確保等、②活動を高め、支えるための、既存施設を活用した身近な活動拠点づくりの支援、財政基盤の強化等、③活動をつなぎ、広げる人と活動のネットワーク化、地域ぐるみ・地域固有の取り組みの支援、中間支援機能をもち組織・団体への支援等が掲げられている。推進計画の方向には、県が情報を①分かりやすく迅速に提供し、県民と情報を共有するとともに、県行政の評価・検証への県民参画を促進する、②県民提案の具体開・拡充し、県民と力を合わせる、とある。

平成十八年度は参画と協働に関連し、五六八の施策が実施された。指針・推進計画はその後、平成二十三年度と二十八年度の二回にわたり改正された。平成二十三年度には、地域間でのネットワーク構築、大学やNPOなどの地域づくりへの参画、団塊の世代の参加促進方策、県と市町の役割の明確化などが盛り込まれた。平成二十八年には、「参画と協働の推進方策」が策定され、指針と推

進計画の一体化が図られた。

### 県民交流広場 事業の展開

参画と協働に基づく具体的事業の一つが、県民交流広場事業である。事業は、住民組織による身近な活動の「場」（拠点）づくりと活動の充実への助成などを行うものであった。二年の準備期間を経て、平成十八年から始まった。具体的には、小学校区を対象に、原則として一つの交流広場を設けることになった。広場が設けられる地元は、自治会などの地縁組織やPTA、NPOなどで構成される地域推進員会を設置し、拠点整備費として一〇〇万円、おおむね五年間での活動費三〇〇万円の助成を受けることができた。交流広場に活用し得る施設（拠点）には、児童数の減少で余裕のできた小学校の空き教室や空き店舗など既存施設が充てられ、平成十六年度段階で二四八四カ所あるとされた。

平成十八年七月七日、県民交流広場の本格実施を前に、ラッセホール（神戸市中央区）でキックオフフォーラムが開催された。県民交流広場の効果的な活用やコミュニティの課題解決のため、専門家やモデル地区のリーダーが協力して発足したばかりのコミュニティ応援隊（CAT: Community Assist Team）のメンバーも参加し、モデル事業での成果や人材育成の課題について議論が展開された。

県民交流広場は、平成二五年度までに順次開設され、最終的に七二八校区に設けられた。開始時に想定した八二八校区に対し、実施率は、八七・九％であった。但馬・丹波両県民局管内の市町の全校区に設けられた一方、



写真 127 県民交流広場

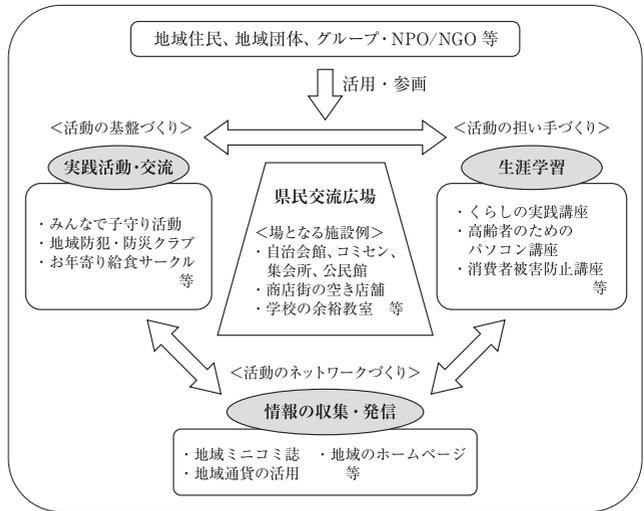


図 60 県民交流広場のイメージ  
 (『県民交流広場事業(仮称)モデル事業検証報告』を参照して作成)

開催され、その後も会場を変更しながら、毎年開催されるようになった。平成二十七年からは、「ふるさと交流会」と名称を改め、事例発表会やブース展示は継続された。

本格実施から二年が経過した平成二十年度に行われた実施地区に対するアンケート調査では、県民交流広場事業が「コミュニティの活性化につながっている」と評価をする割合は八一％であった。県民交流広

六〇％程度の実施率に留まる市町もあった。明石市では、既存のコミュニティ・センターの改修に充てられ活用された。

平成二十一年十一月二十二日、県立嬉野台生涯教育センターで、「地域コミュニティ・アワード2009」が開催された。県民交流広場事業により培われた人と人のつながりや活動を継承し、事業の成果を生かすとともに、全県レベルで、広場の実施地域が相互に活動のノウハウや諸課題を共有し、意欲を高めることが目的である。ブース展示のほか、広場関係者同士によるフォーラム、モデル的な活動をしている広場の顕彰が行われ、県民交流広場の関係者など、約一六〇〇人が会場を訪れた。

翌年の第二回大会も同じく嬉野台生涯教育センターで

表 38 県民交流広場の実施状況

年度 地区	平成 16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	合計	全校区 数	実施校 区数	実施率 (%)
神戸	1	2	7	50	53	25	32	3	0	1	174	170	159	93.5
阪神南	1	2	10	12	17	16	15	9	6	7	95	94	74.5	79.3
阪神北	1	3	14	2	14	11	6	0	3	3	57	84	61	72.6
東播磨	1	3	6	10	9	8	10	8	4	2	61	76	69.5	91.4
北播磨	1	3	6	9	9	7	8	0	1	0	44	60	58	96.7
中播磨	1	3	14	18	11	4	14	3	0	0	68	89	76	85.4
西播磨	1	3	12	9	15	7	5	4	0	2	58	76	56	73.7
但馬	2	1	13	12	17	13	13	3	0	0	74	79	79	100.0
丹波	1	3	5	4	6	9	8	8	0	0	44	44	44	100.0
淡路	1	2	8	9	8	3	8	5	4	4	52	57	51	89.5
地区数	11	25	95	135	159	103	119	43	18	19	727			

(「地域コミュニティ活性化のための取組事例集Ⅶ」より作成)



写真 128 地域コミュニティ・アワード 2009

いると評価をしている。

助成により活動拠点が整備され参加者の拡大や住民の関心が高まり交流が深まったとされる。しかし、高齢化や人材不足に加え、活動費助成が終了した後、住民の関心の低下や同じような活動内容の繰り返しであることなどが課題となっている。

**地域づくり活** 平成十五年度から始まった「地域活動団体パワー  
**動応援事業** アップ事業」(十六年度からは「地域づくり活動応援

事業)も参画と協働に基づく事業である。事業では県民局単位で、

は、住民同士の交流を中心に、情報発信や研修など学びを得る拠点ともなっている。五年後の平成二十五年度の調査では、県民交流広場に取り組んだことによる地域の活性化について、「大いに活性化につながっている」が二九・〇%、「ある程度活性化につながっている」が六五・二%と、九割以上が活性化につながって

表 39 地域づくり活動応援事業助成件数の推移

年度	施策数
平成15	506
16	478
17	466
18	448
19	410
20	314
21	249
22	259
23	241
24	232
25	257
26	272
27	237
28	253
29	271
30	262

(『地域づくり活動応援(パワーアップ)事業の実施状況について』他より作成)

自治会や老人クラブなど地縁団体による、地域を良くする取組を募集、助成する。また募集、審査、成果の報告会などを、県民局単位に設けた「こころ豊かな美しい地域推進会議」が行う。報告会などを通し、取り組んだ内容を参加する

団体で共有することで、地域活動団体が活動のノウハウを蓄積することができる。地域での活動の継続性ははかるとともに、同会議が担ってきた県民運動と連動することも期待された。

当初、地域特性を生かす取組を募集する活動枠と、地域ビジョンの実現に向けて各圏域における地域経営上の観点から県民局長が特に指定するテーマ項目に該当するテーマ枠(平成十六年度からは市町域を超える取組や拠点形成についての広域活動枠)に分かれ、助成額は前者は五〇万円以内、後者は一〇〇万円以内(平成二十二年から五〇万円以内)であった。一〇県民局に、一律に一〇〇〇万円の予算が割り振られた。

平成十七年度は、県内で五二八件の応募があり、四六六件に助成が行われた。JR加古川線沿線の活性化を目指す団体が、列車内で音楽を演奏する「歌声列車」を同線で走らせた活動(平成二十年度、東播磨県民局)、空き家の活用サークルが地域住民や地元高校生と協働し、ローカル情報誌を編集発行する取組(二十三年度、丹波県民局)、老人クラブ連合会による認知症予防の講座の開催(二十七年、神戸県民センター)などがあり、地縁団体やNPO法人が地域課題の解決に助成を役立てた。

県民局により柔軟な対応も行われており、一件当たりの助成金額も県民局ごとに異なった。募集も地域

表 40 地域づくり活動応援事業（県民局別）

県民局名	平成17年度	平成27年度
神戸	52	18
阪神南	35	1
阪神北	47	37
東播磨	54	31
北播磨	71	22
中播磨	62	32
西播磨	27	31
但馬	39	36
丹波	42	17
淡路	37	12

（『地域づくり活動応援（パワーアップ）事業の実施状況について』他より作成）

づくり活動に取り組む団体を対象とする一般枠と、年度ごとに、地域の特性、その時々課題を踏まえたテーマを設定し、募集する特別枠を設けることもできた。西播磨県民局では高校生枠を設け、管内の高等学校生徒による地域活動の支援を実施した。阪神南県民センターでは、平成二十七・二十八年に団体が県民センターと協働で企画・実施する提案型ふるさとづくり協働事業を実施していた。

「新しい公共」の登場 平成二十一年十月二十六日、衆議院本会議での所信表明演説で鳩山由紀夫総理大臣は「新しい公共とは、人を支えるという役割を、官と言われる人たちだけが担うのではなく、（中略）」

地域で関わっておられる方々一人一人にも参加をしていただき、それを社会全体として応援しようという新しい価値観です」と新しい公共に言及した。公共的なサービスを行政（官）が担うだけでなく、地域において市民（民）の参加を求める民主党がマニフェストにも掲げた「官から民へ」を高らかに宣言した。翌平成二十二年十月二十七日に菅直人内閣の下で設けられた「新しい公共」推進会議は、その担い手としてNPO等を位置づけた。十二月には国は「新しい公共支援事業運営会議」を設置し、新しい公共支援事業は、平成二十二年度の補正予算により措置された八七・五億円を各都道府県に交付、NPO等にサービスを提供、行政との協働で取り組む活動を支援するもので、事業期間は二年間と定められた。

平成二十三年二月の「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」によると、「新しい公共」の担

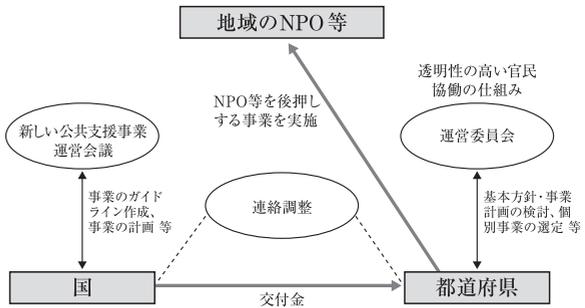


図 61 新しい公共支援事業の基本スキーム  
 (『新しい公共支援事業について』より作成)

中心としてボランティアの派遣などを主体的に支援しており、被災地支援は地域づくり支援と併せ、その後の事業の特徴となる。

〔ひょうごボランティアプラザによる事業の推進〕

ひょうごボランティアプラザは、平成十四年度から、阪神・淡路大震災復興基金及びひょうごボランティア基金を、十七年度からはひょうごボランティア基金を用いて、NPO等の支援を行ってきた。表41にあるよ

い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、一過性ではなく、NPO等の支援基盤が継続、発展することが可能となるよう人材・仕組み作りに重点を置くこととされた。主たる事業は、「NPO等の活動基盤整備のための支援事業」「寄附募集支援事業」「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」「社会イノベーション推進のためのモデル事業」である。

内閣府が「新しい公共支援事業について」と題する事業内容を発表したのは、平成二十三年三月十日であった。翌十一日、東日本大震災が発生、県は阪神・淡路大震災での経験を踏まえ支援体制を整えた。そうした中で、平成二十二年度の補正予算により、新しい公共支援事業交付金、二億六〇〇〇万円の受け皿となる地域づくり活動支援基金を設置した。そして、NPO等の支援に関する実際の業務をひょうごボランティアプラザに委ねた。なお、ひょうごボランティアプラザは、東日本大震災の被災地、宮城県を

第六章 県民主役の地域づくりと多文化共生社会

表 41 ひょうごボランティア基金等による助成事業の変遷

事業名	平成	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
ボランティアグループ助成		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
学生ボランティア活動助成				○	○	○	○	○									
ボランティア活動支援拠点・NPO等協働事業					○	○	○	○									
一般経費助成※1		○	○														
緊急課題対応助成、特定課題活動支援							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所借上経費助成※1		○	○	○	○	○	○	○	○	○※3	○※3						
特別活動経費助成※1		○	○														
チャレンジ事業助成				○	○	○	○	○									
フロンティア事業助成									○	○※3		○					
NPOパワーアップ経費助成※2		○	○	○	○	○	○	○	○								
行政・NPO協働事業助成※2		○	○	○	○	○	○	○	○	○※3		○					
企業・NPO協働事業助成、企業・NPO協働奨励事業				○	○	○	○	○	○								
地域づくり活動ネットワーク支援助成												○	○	○	○	○	○
インターン助成				○	○	○	○	○									
中間支援活動助成				○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
ボランティア活動振興助成		○	○														
スーパー NPO育成事業※4										○	○						
NPO等カフェ運営事業※4										○	○						
NPO等人材育成事業※4										○	○						
地域づくり活動支援モデル事業										○	○						
NPOイメージアップ作戦事業※5										○	○						

※1 阪神・淡路大震災復興基金

※2 復興基金及びひょうごボランティア基金

※3 過年度採択の継続分のみ対象。

※4 地域づくり活動基盤整備事業

※5 新しい公共寄附募集支援事業

(ひょうごボランティアプラザ運営協議会資料等より作成)

うに参画と協働を推進する観点から、地域の課題解決や活性化を目的として、NPO法人等と行政が協働して取り組む事業、地域のNPO法人を支援する中間支援型のNPO法人の事業など、NPO等の活動を持続し、質の向上を図るため、ボランティアプラザの支援のメニューが並ぶ。そして、学識者の中

心とする審査会を設け、公平な審査を経て、これらの助成を実施してきた。つまりは、国の「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」に示される事業とも重複する。そこで、ボランティアプラザでは、平成二十三年度と二十四年度の二年間は、従前の事業を休止、さらにガイドラインに示された事業を「地域づくり活動基盤整備事業」「地域づくり活動支援モデル事業」「新しい公共」寄附募集支援事業」に再編し実施した。

地域づくり活動基盤整備事業は、ガイドラインに示された、NPO等の活動基盤整備のための支援事業、及び融資利用の円滑化のための支援事業に対応し、NPO等の団体が、活動を継続する上で、運営・経営を支える中間支援組織に注目、その取組の支援とネットワークの強化を行うものである。従前よりボランティアプラザが実施してきた中間支援活動助成と関連させた。地域づくり活動支援モデル事業は、ガイドラインの新しい公共の場づくりのためのモデル事業に対応し、公共的領域における活動を担う意欲と創造力のあるNPO等と県、市町が協働により、地域における先進的な取組となるモデル事業を実施した。平成十五年度からの行政・NPO協働事業助成の延長上にある、新しい公共寄附募集支援事業は、NPO等のイメージアップやファンドレイザー（企業や個人に働きかけ活動資金の寄附を募る者）の育成を実施した。二年間でNPO法人等の七七の事業が採択された。

#### 市町と地域 づくり活動

地域づくり支援についての県施策が一定の成果を収める中、住民に最も身近で自治会を所管する市町でも地域づくりに大きな役割を果たすことが期待された。その上で県が先導し、地域課題を解決し活性化を担うNPOなどの主体と行政の連携を促進する施策も展開されるようになった。

表 42 県民意識調査の結果の推移

(%)

過去1年間の地域活動への参加状況（参加をしているとの回答）	平成22年度	平成26年度
ア 環境保全活動（自然保護・環境美化・リサイクルなど）	39.9	39.8
イ 子育て支援活動（子育て支援、託児ボランティアなど）	6.8	9.0
ウ 安全な生活のための活動（防犯、防災、消費生活、交通安全運動など）	26.8	28.1
エ 福祉・保健活動（高齢者・障害者の生活支援、健康づくりなど）	16.9	19.0
オ スポーツ・文化・芸術活動（同好会・サークル活動、伝統文化の継承など）	27.2	26.9
カ まちづくり活動（地域のイベント、まちおこしなど）	46.8	36.1
キ 国際交流活動（日本にいる外国人の支援など）	4.1	3.2
ク 災害援助活動（支援物資の送付、災害発生時の救援など）	11.5	13.3

（第16回、第20回、第25回『県民意識調査報告書』より作成）

住民の参画と協働の推進をうたう条例を制定している市町は二二であり、指針等を定めるのは三二となっている（平成三十年度）。さらに地域づくり活動を財政的に支援する仕組みとして、地域包括交付金制度を有する市町は一九市町であり、まちづくりなど課題解決のための活動への助成事業を実施する市町も増加している。

市町も住民が新しい公共の主体として様々に、地域づくりや参画と協働に関わる機会を提供している。しかしながら、県民意識調査の結果では、過去一年間で地域活動に参加をしているとの回答は、むしろ減少傾向にある。震災から時間が経過し、住民による地域づくりの在り方も、見直す必要があるのかもしれない。

## 二 女性活躍への期待

ひょうご男女共同参画プラン 21の仕上げ 平成十七年度で「ひょうご男女共同参画プラン 21」の前期実施計画が終了することから、県は

前期計画での成果や課題を整理し、広く県民の意見も盛り込み、十八年三月に同後期実施計画を策定した。

新たに「チャレンジしたい女性に対する支援の一層の充実」「地域

表 43 後期実施計画の数値目標と達成状況

項 目	目 標 (目標年度)	平成22年度 達成状況	
		実績	達成率
県の審議会等医院の女性割合	%	33.3 (H22)	32.2 (H21) 96.7
再就業支援セミナー参加者数(累計)	人	2,200 (H22)	2,419 (H23.1末) 110.0
男女共同参画社会づくり協定締結事業所数	事業所	480 (H22)	728 (H23.1末) 151.7
男女共同参画推進員(企業・労組)設置数	人	1,100	1,883
男女共同参画推進員(地域)設置数		1,000 (H22)	1,039 (H23.1末) 103.9
農村女性の起業件数	件	260 (H22)	271 (H21) 104.2
まちの保健室開設数	箇所	537 (H21)	571 (H21) 106.3
まちの子育てひろば実施箇所数	箇所	1,663 (H21)	1,946 (H21) 117
一時・特定保育実施施設数	箇所	260 (H21)	383 (H21) 147.3
ファミリーサポートセンターの設置市町数	市町	25 (H21)	26 (H21) 104.0
保育所定員増加人数	人	3,300 (H21)	4,532 (H22.4) 137.3
事業所内保育施設の設置助成	箇所	10 (H21)	34 (H21) 340
DV一時保護委託先施設数	施設	20 (H21)	20 (H21) 100.0
特定不妊治療費の助成件数	件	1,800 (H21)	1,935 (H21) 107.5

(『新ひょうご男女共同参画プラン21』より作成)

成を目指した。平成二十年度には、仕事と生活のバランスの推進が、翌二十一年度は家庭生活、地域社会への参画促進が新たな重点項目とされた。

活動における男女共同参画の取り組みの一層の推進」「子育て支援の一層の充実」「DV対策の一層の充実」「生涯を通じた女性の健康支援の一層の充実」「高齢者虐待防止の一層の充実」「防災・災害復興への取り組みの促進」を基本課題に追加、さらに数値目標を設定した。以後、年度ごとに重点とする課題を見直しながら、「ひょうご男女共同参画プラン21」をはじめとする県の各種計画の目標達成

後期実施計画の最終年度である平成二十二年度には、掲げられた数値目標についてはおおむね目標を達成したとの評価であった。

新ひょうご男女 平成二十三年三月に策定された「新ひょうご男女共同参画プラン21」は、「男女がとも共同参画プラン21 に人生のどの時期においても、いきいきと暮らせる次のような社会Ⅱ男女参画社会を指します」として、三つの社会像を挙げた。すなわち①男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会、②男女が互いに支え合える社会、③誰もが健やかに安心して暮らせる社会、である。そして、取り組む重点課題を小規模世帯の増加と地域の人間関係希薄化への対応、配偶者等からの暴力(DV)防止対策等セーフティネットの強化、子どもや若者の自立支援等を掲げた。少子化に伴う地域の活力の低下に対し、女性や次世代の、一層の経済・社会への参画を進めることで対応したい、との期待が見てとれる。

最も重視された取組は、女性たちのチャレンジ支援であり、ひょうご女性再就業応援プログラムなど、出産・子育てで、離職した女性を対象に、情報の提供、相談、訓練などの再就業を支援する取組に重点が置かれた。女性就業率が平成二十二年の国勢調査で四四・二%と全国四四位にある県の実態も背景にあった。仕事と生活の両立支援では、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、ひょうご仕事と生活センター事業の拡充や、男性の家事・育児の促進に取り組む。互いに支え合う家庭と地域づくりでは、ひょうご家庭応援県民運動の展開や男女共同参画推進員の活動支援のほか、DV防止や児童虐待防止などの取組もなされた。

「新ひょうご男女共同参画プラン21」の期間を通し、女性の経済社会への参加を促進する環境づくりを両立支援も含め、家庭と地域での男女共同参画により実現することを目指した。平成二十八年三月末時点での

表 44 兵庫県男女共同参画計画における取組項目

新ひょうご男女共同参画プラン21		ひょうご男女いきいきプラン2020		ひょうご男女いきいきプラン2025	
柱	アクション	重点目標	推進項目	重点目標	推進項目
I 互いに支え合う家庭と地域づくり～“おかげさま”をつなぐ	1 家族・家庭の育児や介護等を支える	I すべての女性の活躍	1 あらゆる分野への女性の参画拡大	1 女性の活躍と兵庫への定着の推進	1 あらゆる分野への女性の参画拡大
	2 男女共同参画で進める地域づくり		2 女性の能力発揮の促進と環境整備		2 女性の能力発揮の促進と環境整備
	3 女性たちのエンパワーメント		3 農林水産業や商工業等自営業における女性の参画拡大		3 兵庫への定着の推進
II 女性たちのチャレンジ支援	4 女性たちの社会への参画拡大	II 仕事と生活の両立支援	4 男性の働き方の見直しと家庭・地域活動への参画促進	2 男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し	4 男性の家庭・地域活動への参画促進
III 仕事と生活の両立支援	5 仕事と生活が両立できる職場環境づくり		5 ワーク・ライフ・バランスの推進		5 長時間労働を前提とした働き方の見直し
	6 農林水産業や商工業等自営業における男女共同参画		6 地域ぐるみの家庭支援体制の充実		3 ワーク・ライフ・バランスの推進
IV 健やかに安心して暮らせる環境の整備	7 男性にとっての男女共同参画	III 互いに支え合う家庭と地域	7 地域における男女共同参画の推進	4 互いに支え合う家庭と地域	7 働きやすくて働きがいのある環境づくり
	8 生涯にわたる男女の健康づくり	IV 安心して生活できる環境の整備	8 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進		8 地域ぐるみの家庭支援体制の充実
	9 暴力の根絶と、暮らすのセーフティネット		9 生涯にわたる男女の健康対策		9 地域における男女共同参画の推進
10 誰もが安心して暮らせるユニバーサル社会づくり	10 生活のセーフティネット		10 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進		
V 次世代への継承	11 若者たちの就労と出会いの支援	V 次世代への継承	11 多様な人々が安心して生活できる環境の整備	5 安心して生活できる環境の整備	11 生涯にわたる健康対策
	12 多様な選択を可能にする、子どもたちの教育・学習		12 若者の就労と出会いの支援		12 生活のセーフティネット
			13 多様な選択を可能にする教育・学習		13 多様な人々が安心して生活できる環境の整備
				6 次世代への継承	14 若者の就労や社会参加と出会いの支援
					15 多様な選択を可能にする教育・学習

〔「新ひょうご男女共同参画プラン21」(平成23年3月)、「ひょうご男女いきいきプラン2020」(平成28年3月)、「ひょうご男女いきいきプラン2025」(令和3年3月)より作成〕

表 45 県民モニター調査結果 (%)

項目	「社会全体でみた男女の地位について」		
	男性優位	女性優位	平等
慣習・しきたり	86.8	2.6	5.3
職場	85.3	2.9	6.8
政治	79.8	3.1	11.2
家庭生活	77.3	13.2	4.8
地域活動	73.0	11.3	8.0
法律・制度	55.2	9.1	25.1
学校教育	38.5	12.4	37.4

(県民モニター「第3回アンケート調査」(平成26年9月)より作成)

現していないことが明らかになった。

ひょうご男女いきいきプラン2020 平成二十八年三月、第三次兵庫県男女共同参画計画となる「ひょうご男女いきいきプラン2020」が策定された。「新ひょうご男女共同参画プラン21」を引き継ぎ、目

指す社会として、「男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会」「男女が互いに支え合える社会」「誰もが健やかに安心して暮らせる社会」を掲げた。重点目標は、①すべての女性の活躍、②仕事と生活の両立支援、③互いに支え合う家庭と地域、④安心して生活できる環境の整備、⑤次世代への継承であり、女性活躍が重視された。計画には一三の推進項目があり、二六の数値目標も掲げられた。女性活躍推進センターの設置(平成二十八年年度)、ものづくり分野における女性就業の促進(三十年度)など新規事業のほか多くの取組

「新ひょうご男女共同参画プラン21」の数値目標の達成率は、男女共同参画推進員(地域)設置数で六一・七%であるなど、地域での男女共同参画の実現には時間を要する実態も浮かび上がった。ここで、男女共同参画に関する平成二十六年九月に行われた県民モニター調査結果を挙げる。( )内は、二十一年十一月に行われた調査の結果である。男女の地位について、家庭生活では七七・三(六八・三)%、地域活動では七三・〇(四九・一)%、職場では八五・三(七六・八)%、そして政治(政策決定)の場では七九・八(七二・六)%、慣習・しきたりなどでは八六・八%(八六・〇)が男性が優遇との回答であり、意識の上でも男女共同参画が実



写真 130 男女共同参画兵庫率先行動計画—ひょうごアクション8—

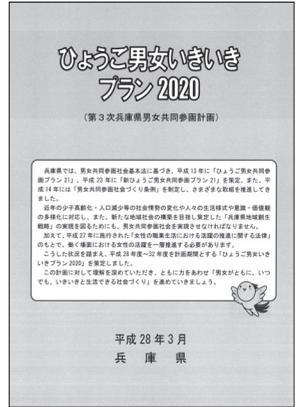


写真 129 ひょうご男女いきいきプラン2020

委員割合三〇・〇％、行政職新規役付職員の女性比率、一五・〇％を達成した(十四年度は六・九％)。しかし、管理職(教職員を除く)に占める女性の割合は三・六％と全国平均の四・八％を下回って、全国第二九位にあり、その割合を計画的に高めていくことや、女性職員を対象とする意識啓発を進めることなども必要であった。平成十八年策定の「第二次行動計画」では、子育て支援の職場づくりや男女を問わず、働き方の見直しなどが取組として追加された。平成二十一年の「第三次行動計画」は、意思決定過程への女性の参画や、「職

が、継続されることとなった。

平成十四年十月、男女共同参画社会づくり条例  
 県の率先行動計画その後

平成十四年十月、男女共同参画社会づくり条例が施行されて半年後、十五年五月に「男女共同参画兵庫県率先行動計画—ひょうごアクション8—」が策定された。県をモデルとする男女共同参画計画であり、数値目標が設定された。三つの柱として「女性が活躍できる場の拡大」「職員一人ひとりが能力を発揮できる職場環境づくり」「家庭・地域生活と職場生活の両立推進」を掲げた。「政策・方針決定過程への女性の参画の促進について国が率先して取組を進める」とした国の「第二次男女共同参画基本計画」の二年以上も前のことである。

計画の最終年度の平成十七年度末までに、県審議会等の女性

表 46 県職員における男女共同参画の状況

項目	目標 %	目標終期	H27 %	H28 %	H29 %	H30 %	H31 %
採用者に占める女性割合	40.0	2022年4月	37.0	31.4	42.4	40.5	40.3
本庁課長相当職以上の職に占める女性の割合	15.0		7.1	8.3	9.1	9.6	11.9
上記のうち本庁部局長相当職に占める女性の割合	10.0		7.4	7.4	7.8	9.1	10.5
本庁副課長、班長・主幹相当職に占める女性の割合	20.0		13.3	14.0	15.5	16.9	18.7
男性の育児休業の希望者の取得率	100.0	2023年3月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
対象者全体の男性の育児休業の取得率	5程度		1.0	5.8	1.7	5.6	12.1
配偶者の出産補助休暇の取得率	100.0		86.5	87.6	95.9	98.1	100.0
男性の育児参加休暇の取得率	100.0		49.0	62.8	69.4	72.2	88.7

(「男女共同参画兵庫県率先行動計画」より作成)

員の子育て支援に関する条例」(二十一年四月施行) 護に関する研修の実施などが組み込まれた。

員の子育て支援に関する条例」(二十一年四月施行) に関する男性職員の育児休業制度の周知徹底、育児・介

平成二十四年の「第四次行動計画」では東日本大震災の経験から、防災・復興過程における男女共同参画の必要性が再認識され、この分野の男女共同参画の推進が加わった。この間、本庁において女性職員がいない課室は平成二十年の二二件から二件へと減少、行政職新規管理職の女性割合は七・五%から一〇・〇%に拡大した。

平成二十七年の「第五次行動計画」は同時に「次世代育成支援対策推進法」における特定事業主行動計画でもある。ダイバーシティの視点を取り入れ、さらに女性の活躍と子育て支援は一体的に取り組むべき内容、との新たな課題認識に基づいている。そのため、「男女とも「仕事に」「家庭に」活躍する職場づくり」という基本理念を初めて掲げた。また、平成三十二(令和二)年までに達成すべき数値目標を、いわばアウトカム指標に限定し、知事部局等の女性管理職比率を一五%とすること、育児

休業、配偶者の出産補助休暇、男性の育児参加休暇のいずれも、希望者の一〇〇%が取得する、とした点も従来にはない特徴である。管理職のためのマネジメント力向上や職員とのコミュニケーション形成など、民間の経営を意識した取組内容も新たに導入された。

職員の意識調査では「管理職に非常に、または何となく魅力を感じる」と回答した人は女性では一七%に過ぎず（男性は四五%）、背景には長時間労働があると推察された。平成二十九年四月には、「超過勤務の縮減」「子育て・介護と仕事の両立支援」「働きやすい職場の実現」を三本柱に「兵庫県庁ワーク・ライフ・バランス取組宣言」を行い、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に努めることとなった。

平成三十年四月の「第六次行動計画」は、ダイバーシティの確保が不可欠との立場から女性の活躍の推進が重要とし、家事や育児を女性ひとりが担うワンオペ育児などの社会課題に率先して対応する必要性が示されている。計画では「ひょうご男女いきいきプラン2020」を踏まえ、基本理念を「男女ともいきいきと生活できる環境づくり」仕事、家庭、地域、みんな大事」とし、重点目標には、「女性の活躍とキャリア支援」「働きやすい職場の実現」「仕事と生活の両立」を置いた。

ワーク・ライフ・バラ 平成二十年、リーマンショックによる世界的な景気後退が生じ、雇用を取り巻く環境は一気に悪化、女性の雇用にも大きな影響を与えた。同時に、景気の回復のため女性の労働市場への一層の参加を促すことが注目をされ、少子高齢化が進む日本では、なおさら女性への期待が集まった。

兵庫県における女性の就業状況を振り返る。表47は事業所・企業統計、及び経済センサスの調査結果から、

第六章 県民主役の地域づくりと多文化共生社会

表 47 兵庫県における産業区分別従業者の男女比率

区分	全産業		農林漁業		鉱業・建設業 ・製造業		電気・ガス・熱供給・ 水道業・情報通信・ 運輸業	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成8年	1,451,657 58.3%	1,038,513 41.7%	3,141 68.0%	1,479 32.0%	558,989 71.9%	218,775 28.1%	149,084 83.2%	30,104 16.8%
13	1,320,252 56.7%	1,009,609 43.3%	2,894 63.9%	1,633 36.1%	464,253 72.4%	177,240 27.6%	135,261 80.8%	32,057 19.2%
16 (民営)	1,116,969 55.8%	884,965 44.2%	2,536 68.2%	1,181 31.8%	416,500 72.6%	157,404 27.4%	118,548 80.3%	29,004 19.7%
18	1,274,972 55.8%	1,011,177 44.2%	3,699 71.1%	1,506 28.9%	414,751 73.2%	151,987 26.8%	131,698 80.9%	31,015 19.1%
21 (民営)	1,243,382 54.8%	1,026,054 45.2%	4,900 69.3%	2,168 30.7%	416,880 73.7%	148,920 26.3%	146,486 80.9%	34,547 19.1%
24 (民営)	1,171,704 53.9%	997,059 46.1%	5,150 72.1%	1,991 27.9%	393,513 73.3%	143,333 26.7%	134,468 80.7%	32,136 19.3%
26 (民営)	1,184,265 53.5%	1,028,727 46.5%	5,640 75.2%	1,857 24.8%	388,971 73.4%	140,470 26.6%	131,111 79.6%	33,526 20.4%
28 (民営)	1,166,889 53.0%	1,029,050 47.0%	5,151 71.4%	1,990 28.6%	377,861 73.4%	135,960 26.6%	126,118 80.0%	31,158 20.0%
区分	金融・保険業・ 不動産業		卸売・小売業		サービス業			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
平成8年	56,127 50.3%	55,439 49.7%	269,214 49.3%	276,512 50.7%	415,102 47.6%	456,204 52.4%		
13	50,034 51.9%	46,442 48.1%	248,486 48.4%	265,335 51.6%	419,324 46.3%	486,902 53.7%		
16 (民営)	44,157 53.2%	38,793 46.8%	225,151 48.2%	241,788 51.8%	310,077 42.7%	416,795 57.3%		
18	46,002 54.1%	38,968 45.9%	230,338 48.0%	249,555 52.0%	448,484 45.5%	538,146 54.5%		
21 (民営)	57,377 53.7%	49,526 46.3%	238,668 48.2%	255,477 51.8%	379,071 41.4%	535,419 58.6%		
24 (民営)	54,863 52.9%	48,529 47.1%	213,690 47.7%	233,460 52.3%	370,020 40.6%	537,604 59.4%		
26 (民営)	53,258 51.9%	49,279 48.1%	217,406 47.5%	239,628 52.5%	387,879 40.7%	564,129 59.3%		
28 (民営)	50,521 49.9%	50,381 50.1%	210,822 46.9%	237,469 53.1%	396,416 40.7%	572,092 59.3%		

(「経済センサス」「事業所・企業統計調査」より作成)

産業区分別に従業者数の男女比率を求めたものである。全産業では女性の比率が徐々に上昇し、平成二十八年には四七・〇%となった。特にサービス業は、従業者数の六割を女性が占めている。

このように女性が労働市場で重要な割合を占める一方で、依然として家事の多くを女性が担っており、生活時間と労働時間とのワーク・ライフ・バランスが問われた。

内閣府と厚生労働省は、平成十九年、官民でワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むため「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」を開催、十二月には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定した。

ところで、ワーク・ライフ・バランスが重視された背景には少子化がある。二一世紀に入り、それまで長く安定的に推移してきた完結出生児数（夫婦の最終的な平均出生子ども数）が低下し、政府はより危機感を強めた。ワーク・ライフ・バランスの実現は少子化対策の一環でもあり、男女共同参画は少子化と労働の二つの政策を有することとなった。

平成十八年三月、県は急速に進行する少子高齢化への対応のため出生数の数値目標を掲げる「少子・高齢社会ビジョン」をまとめた。その中で「現役世代のバランスの取れた生活の実現（仕事、家庭、地域社会）」を項目として設けている。就労と家庭だけではなく、ボランティアなど地域社会での活動を含めた点が特徴的である。先述の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の内容を先取りしていた。そして、三月三十一日には、急激な少子化に歯止めをかけるとともに、一人ひとりが仕事と生活を調和させ、安心して子どもを生み育てることのできる兵庫を目指して、連合兵庫、県経営者協会、兵庫県の三者による「仕事と生活の



写真 131 調和と子育て支援に関する三者合意（ひょうご仕事と生活センター提供）

調和と子育て支援に関する三者合意（ひょうご子ども未来三者合意）」を締結した。こうした取組を踏まえ、県は平成十八年度に「ひょうご子ども未来プラン」を策定した。

同プランでは、「子育てと仕事の両立に向けた職場環境づくり」「子育てをしながら働き続けやすい環境づくりの普及・啓発」「女性の再就業に向けた取り組みの推進」といったワーク・ライフ・バランスに関わる取組が挙げられている（ひょうご子ども未来プランについては後述）。

的に支援する「女性の再チャレンジ応援プラン」を策定したことが影響をしている。このプランは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」に少子化対策として女性の再就業等支援が示されたことに基づく。平成十八年度、神戸市を含む全国一二都市に子育て女性への再就職を支援するマザーズハローワークを設置したことも含まれる。『平成十八年版 男女共同参画白書』で、「女性の再チャレンジ支援などを進め男女共同参画社会を実現することは、安心と喜びを持って子どもを生み育てることができる社会の実現につながり、少子化対策としても有効」と記されている。

ひょうご子ども未来プランと女性活躍 「すこやかひょうご」子ども未来プラン」を改定して平成十八年に策定された「ひょうご子ども未来プラン」は、国の「次世代育成支援対策推進法」（平成十五年成立）に



写真 132 ひめじ女性チャレンジひろば（神戸新聞社提供）

市町の「ひろば」開設も支援、七月の尼崎市を皮切りに、平成十八年度中に六市で順次開設され、翌十九年度までに一六市、そして平成三〇年度までに二三の市に設置された。平成十八年度の「ひょうご女性チャレンジひろば」での相談件数は三三二二件、十九年度は市のチャレンジひろばの相談件数を合わせて三七五八件、以後徐々に増加し、二十三年度は六五六八件の相談を受け付けた。

「ひょうご子ども未来プラン」は平成二十二年三月に改定され、「新ひょうご子ども未来プラン」が策定された。「子育てと仕事の両立を支援すること」を含む六つの柱、二五のアクションで構成され、そこには子育てと仕事が両立できる職場環境づくりと子育て世代女性を対象とする再就業への支援の二点が含まれた。前年の六月に、全国に先駆けて兵庫県中央労働センター内に設置された「ひょうご仕事と生活センター」は、

定められた県の行動計画であり、特定事業主行動計画にも位置づけられる。ひょうご女性チャレンジ支援事業は、再就業の支援にとどまらず、幅広く女性の経済社会での活躍の支援を行う事業であり「ひょうご子ども未来プラン」の取組であるとともに、平成十八年三月からの「ひょうご男女共同参画プラン21」後期実施計画に施策の基本的方向として追加された。

まず「ひょうご女性チャレンジひろば」を平成十八年六月、神戸市中央区の県立男女共同参画センター内に開設した。出産、育児などのために一度退職し、子育てをしながら再就職や起業を考える女性を対象に、専属アドバイザーが再就職のための計画作成の支援やセミナーの開催などを行う。さらに

子育てと仕事が両立できる職場環境づくりを促進するため、専門団体を活用しワンストップでの相談実践支援を特徴とする。育児・介護等離職者再雇用助成事業は、育児・介護等を理由に離職した者が、元の職場で再び継続的なキャリアアップができる働き方の支援、また再就業・在宅ワーク支援事業は離職者の再就業支援セミナー、起業準備・在宅ワーカー就業支援セミナーを開催する内容である。

平成二十七年に策定された「ひょうご子ども・子育て未来プラン」に、「ワーク・ライフ・バランス（WLB）の推進」「女性の多様な働き方支援」「男性の家事・育児参画の促進」が盛り込まれた。

平成二十四年六月二十二日に「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画（働く「なでしこ」大作戦）が発表された。ポジティブ・アクションとして、女性の起業・創業促進や地域農業経営への参画を進めることなどを挙げた。

翌年六月、第二次安倍晋三内閣が掲げた三本の矢の第三「日本再興戦略―JAPAN is BACK―」に、女性の活躍推進を掲げ、「出産・子育て等による離職を減少させるとともに、指導的地位に占める女性の割合の増加を図り、女性の中に眠る高い能力を十分に開花させ、活躍できるようにすることは、成長戦略の中核である」と記載された。女性の活躍の推進に向けた法的枠組みの検討が始まり、平成二十七年六月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定、九月より施行された。

法が制定された翌七月七日、県は、様々な分野で活躍する女性と行政及び経済・労働団体のトップらで構成する「ひょうご女性の活躍推進会議」を発足させた。また「ひょうご女性の活躍企業表彰」制度を創設し、平成二十八年三月二十八日に六社の表彰を行った。

平成二十八年度からは、ひょうご女性の活躍推進事業として、企業への出前相談、及び研修講師派遣や育休復帰応援セミナーなどの事業が展開された。県立男女共同参画センターに六月に女性活躍推進センターを設置、また職場での意識改革や女性登用の促進などについて企業を訪問し相談に応じる女性活躍推進専門員三名を置いた。出前相談の件数は、平成二十八年度は八九社、研修講師派遣二一件、二十九年度は七六社一九件、三十年度は八四社三二件であった。

また、男女共同参画センターで、「女性就業いきいき応援事業」として平成二十四年度から実施してきた再就業応援セミナーや起業応援セミナーも継続され、毎年五〇〇人以上の受講者が学んだ。産業労働部の事業である、女性起業家支援事業（平成二十五年度から）は、起業や新事業展開を目指す女性起業家の有望なビジネスプランについて、補助率五〇％で、一〇〇万円以内の補助を行うもので、二十七年度には対象を二〇件から三〇件に、さらに二十九年度からは六〇件に拡大した。

### 三 複雑化・多様化する消費者問題

郵政省がインターネットの商用利用を認めたのは平成五（一九九三）年のこと。以後、誰もが手軽に利用できるソフトウェアの普及や通信回線の高速化により、利用者は急増した。デジタル化された情報の利用が拡大する中、平成十七年四月一日、「個人情報保護に関する法律」が全面施行されることとなった。

増えるインターネットに関する相談

『兵庫県消費生活相談概要』によると、電話・インターネット等関連サービスに関する消費相談は、平成十八年度は二九二〇件に及び、その内容は、電子メール等にある

表 48 小・中・高校生の苦情相談件数の年度推移

(件)

区分	平成14年度			15			16			17			18		
	193			772			1,102			529			477		
小・中・高校生	小	中	高	小	中	高	小	中	高	小	中	高	小	中	高
	14	53	126	22	211	539	45	305	752	43	180	306	52	207	218
うち電話、 インターネット 関連	162			722			1,060			471			415		
	小	中	高	小	中	高	小	中	高	小	中	高	小	中	高
	9	50	103	15	200	507	42	293	725	35	173	263	35	196	184

(『消費生活相談概要』より作成)

URLを一度クリックすると一方的に多額の料金の請求をされるワンクリック詐欺や、携帯電話機の販売で途中解約を申し出た際に高額を請求される問題などもあった。また小・中・高生など若者の中では、携帯電話やインターネットに関わる苦情相談が最大となっている。

一方で、悪質業者により高齢者が騙される事案も増加した。平成十八年度、七十歳以上の高齢者の相談・苦情件数は一五一八件で、平成十四年の一〇一四件の一・五倍となった。一度購入した消費者に次々に契約を迫る「次々販売」、点検と称して訪問し、必要のない契約をさせる「点検商法」、日用品を無料配布して断りにくくするなど正常な判断力を奪って高額な商品売りつける「催眠商法」など、騙す手法も拡大、「判断力が低下している高齢者を狙って契約させる悪質商法を繰り返す業者も多い」とされた。高齢者を狙うネット詐欺事件も続いた。

高齢者の被害の拡大や消費者問題の多様化を踏まえ、平成十九年二月に県立但馬生活科学センターに「但馬地域消費者問題連絡会議」が、また九月には「淡路くらしの安全・安心ネットワーク会議」が淡路生活科学センターに設立された。西播磨<sup>はりま</sup>など他の県民局の所管するエリアで同様の組織が設立され、いずれも自治会、福祉団体などとも連携し、独居高齢者の見守りや啓発活動を進める

こととなった。

不況の中での  
多重債務問題

引き続く不況の中で、消費者金融に関わる問題が浮上していた。利息の支払いに困窮するケースや、複数の業者からの借入れが膨らみ多重債務を抱えて行き詰まり、自己破産に陥ること

も増えた。警察は違法業者への取り締まりを強化した。しかし、借り手を救うことは難しく、相談をする場所もなく、消費者金融機関からの取立てを苦にした自殺もあった。しかも、生命保険金を返済に充てる「命を担保」とした契約を結ばれていたことなどが、遺族を苦しめることもあった。

県内に日本司法支援センター（法テラス兵庫）が開設された平成十六年十月から翌年八月までに寄せられた五二八〇件の相談のうち、半数が多重債務に関することだった。

政府も深刻化する多重債務問題を放置してはおけず、平成十八年十二月に「利息制限法」「貸金業法」「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」を改正、さらに多重債務者対策本部を設置し、翌年四月に、相談窓口の整備・強化を地方自治体に求めることなどを内容とする「多重債務問題改善プログラム」を策定した。

平成十九年度から県も対策に本腰を入れる。まずは潜在化している多重債務者を一四カ所あるさわやか県民相談窓口、七つの生活科学センター等に置いた消費生活相談窓口、そして一〇ある県民局での消費者金融相談窓口に誘導することとした。庁内関係機関との連携強化や広報、担当者研修を進め、九月には県の関係部局や県民総合相談センター、教育委員会、県警、県内各市町のほか、弁護士会などで構成する「兵庫県多重債務者対策協議会」を発足させた。十二月十日からの全国一斉多重債務者相談ウィークでは、県内二九会



また名古屋市に本社を置くパロマ工業の室内湯沸かし器の動作不良を原因とする一酸化炭素中毒事件では、長年、死亡事故が繰り返されたにもかかわらず、会社への有効な是正措置と消費者への通知が十分に行われなかったことが平成十八年になってようやく明らかになった。これらの事情から、消費者である国民の安全を守り、消費者問題を解決するには省庁横断的な対応が不可欠との認識が持たれるようになった。そして、平成二十一年五月二十九日に消費者庁関連三法案が成立、九月に消費者庁が設置された。

兵庫県におけ  
る消費者行政  
消費者庁関連三法の一つとして制定された「消費者安全法」は、消費生活相談を住民に身近な市町村の事務と明確に位置づけるとともに、消費生活センターの設置を都道府県に義務づ

け、市町村には努力義務とした。消費生活センターが法的に行政機関と認められたのである。事業の推進のため都道府県に三年間を期限とする消費者行政活性化事業基金が置かれ、国は平成二十年度の補正予算による地方消費者行政活性化交付金をその財源として拠出した。

県は平成二十一年四月一日に健康福祉部に新たに生活消費局を設置、それまで県民政策部にあった消費生活課と生活衛生課の二課を配置した。消費生活課が消費者行政を担い、生活衛生課は平成十八年四月に施行された「食の安全安心と食育に関する条例」を所管し、食品の安全対策を推進することを業務とする。同じ四月一日には知事を本部長とする「兵庫県消費者行政推進本部」(平成二十三年に「安全安心な消費生活推進本部」に改称)を発足させた。

併せて設置された消費者行政活性化事業基金を活用し、初年度となる平成二十一年度に県と市町の共通事業に一億円、県事業に一・二三億円、市町事業に二・七七億円が使われた。その規模は平成二十二年度に一



写真 134 生活科学総合センター

三・七億円、二十三年度は一四・七億円となり、二十四年度まで継続された。

この間、県が行財政構造改革として進めていた公的試験研究機関の統廃合の一環として、神戸市中央区にあった県立生活科学研究所と神戸生活創造センターにある生活科学部を統合、平成二十四年四月に「生活科学総合センター」を設立し、食品偽装など消費者の苦情の拡大を踏まえた消費生活相談とそれに基づく苦情原因への解明に力点を置くようになった。平成二十一年度には、県民の健康不安に対応するため、「生活科学総合センター」と「健康環境科学研究センター」の健康部門が統合され、健康生活科学研究所となった。

ところで、平成十年度以降の、消費者行政に関わる決算額の推移をみると、平成十九年度まで減少傾向にあり、また平成二十年度以降も、県の一般財源の額は減少している。消費者行政が国の政策に沿う事業として、前述の地方消費者行政活性化交付金を含む国庫支出金や特定財源が充てられていることが理解されるだろう。

平成二十一年七月一日に平成二十四年度末までの「兵庫県消費者行政活性化計画」が策定された。計画では、平成二十三年度までに全市町に消費生活センターを設置することが目標とされた。

尼崎市に始まり、平成二十二年十二月一日、佐用町消費生活センターの設置をもって、全市町の消費生活

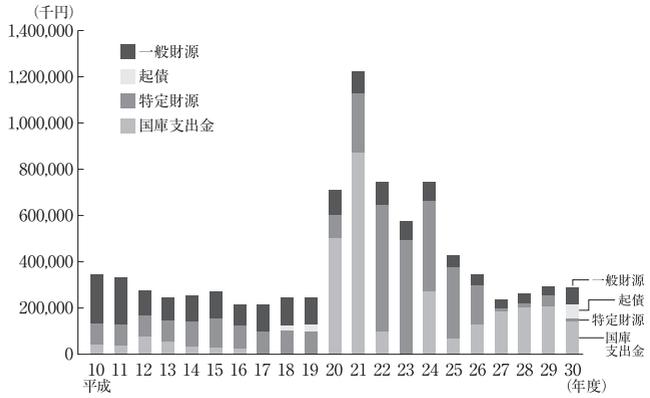


図 62 消費生活の推進に関わる事業決算額  
〔「主要施策の成果に関する報告書」より作成〕

センターの設置が完了した。

市町での相談体制が整い、県は、消費者問題に取り組む団体等の活動や連携を支援する地域消費者ネット（その後「はばタン消費者ネット」に改称）を平成二十二年度に構築、七カ所の生活科学センターに事業の企画などを支援するサポーターを配置した。消費者ネットの会員は平成二十二年度末で三〇六団体、二十三年度は三九三団体、二十四年度は四三八団体、二十五年年度は四五五団体、二十六年年度は四五四団体、と増加してきた一方で、それぞれの消費者団体の構成員の高齢化が進み、若い世代の参加が少ないとの指摘もあった。

**消費者** 平成十九年頃に本格的に登場したスマートフォンは、インターネットを介し、ゲームや買い物、音楽配信、SNS

(Social Networking Service) など多様なサービスを提供、急速に普

及した。同時にスマートフォンに関する相談も増加、平成二十二年  
度には三〇件であったものが、二十四年度には一八五件へととなった。「契約前の説明と実際の請求金額が違う」といった契約や使用方法に関する苦情が目立った。

同時期から、インターネットの苦情も増加、平成二十四年度から二十七年まで、インターネット情報サー  
ビスが苦情件数の一位を占め、その件数は五〇〇〇件を上回る。平成二十八年度以降は、区分が異なるが、

第六章 県民主役の地域づくりと多文化共生社会

表 49 主な品目別苦情件数 (件)

	平成24年	25	26	27	28	29	30
1	インターネット 情報サービス	インターネット 情報サービス	インターネット 情報サービス	インターネット 情報サービス	デジタルコン テンツその他	デジタルコン テンツその他	商品一般
	5,987	6,215	7,761	7,367	4,524	3,653	7,270
2	フリーローン・ サラ金	健康食品	インターネット 接続回線	インターネット 接続回線	アダルト情報 サイト	商品一般	デジタルコン テンツその他
	1,370	2,313	1,679	2,171	2,586	2,697	3,135
3	借地・借家	工事・建築	借地・借家	借地・借家	商品一般	インターネット 接続回線	健康食品
	1,336	1,379	1,385	1,435	2,108	1,555	1,539
4	健康食品	借地・借家	工事・建築	工事・建築	インターネット 接続回線	健康食品	賃貸アパート・ マンション
	1,213	1,364	1,384	1,360	2,043	1,408	1,238
5	工事・建築	フリーローン・ サラ金	フリーローン・ サラ金	フリーローン・ サラ金	健康食品	移动通信 サービス	移动通信 サービス
	1,161	1,086	1,131	1,018	1,436	1,173	1,197
6	預貯金・証 券等	預貯金・証 券等	携 帯 電 話 サービス	健康食品	移 動 通 信 サービス	賃貸アパート・ マンション	インターネット 接続回線
	975	974	865	962	1,231	1,131	1,196
7	新聞	インターネット 接続回線	新聞	携 帯 電 話 サービス	賃貸アパート・ マンション	アダルト情報 サイト	修理サービス
	731	816	797	918	1,076	1,010	1,036
8	インターネット 接続回線	新聞	健康食品	新聞	フリーローン・ サラ金	修理サービス	化粧品
	727	727	769	657	875	899	957
9	携 帯 電 話 サービス	携 帯 電 話 サービス	役務その他 サービス（個 人情報の削 除など）	修理サービス	修理サービス	フリーローン・ サラ金	フリーローン・ サラ金
	712	725	690	657	786	788	821
10	自動車	自動車	預貯金・証 券等	自動車	放送サービス	放送サービス	アダルト情報 サイト
	669	707	686	642	706	786	798

注：「商品一般」請求内容が特定されていない架空請求など、商品やサービスが何なのか特定できないもの。「デジタルコンテンツその他」インターネット情報サービス関連品目のうち、「アダルト情報サイト」、「オンラインゲーム」、「出会い系サイト」を除いたもの。有料サイト利用料の架空請求など。「他の役務サービス」役務契約のうち、金融・保険サービス、運輸・通信サービス、教育サービス、教養・娯楽サービス、保険・福祉サービスを除いたもの。

(『兵庫県内の消費生活相談状況』より作成)

一位は「デジタルコンテンツその他」であり、ここにはメール等による架空請求が半数を占める。こうした背景もあって、まずは消費者として未熟でもある若者を含めた、消費者教育が求められていた。

県では、平成二十二年から、次世代の消費者教育・学習・啓発の一環として、五月に大学生協神戸事業連合（平成二十三年九月に大学生協大阪事業連合と合併し大学生協阪神事業連合を設立）と「次世代の消費者教育・学習に関する協定書」を結び、くらしのヤングクリエーターの養成を開始した。消費者問題に関心の大学生を募集し研修、くらしのヤングクリエーターが大学生グループの啓発事業を行う内容である。

また高校生を対象とする消費者教育のための教材と教員用指導書を作成・配布し、平成二十五年度以降は小中学生に向け拡大した。生活協同組合コープこうべと平成二十三年の八月に協定を結び、平成二十四年から始まるひょうご暮らし親子塾で小中学生とその保護者が楽しく学ぶ講座を開設した。

**消費者市民  
社会の形成** 平成二十四年十二月、消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成を条文に記した「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、国や自治体に対し、消費者教育の推進施策に関する計画の策定を努力義務とし、消費者教育の担い手を自治体とした。

県では平成二十六年十一月に、県民生活審議会消費生活部会委員を構成員とする「消費者教育推進地域協議会」を設置、翌年三月には、自ら考え自ら行動する「かしこい消費者」の育成を目標とする、「兵庫県消費者教育推進計画」「ひょうご消費者力アッププラン」を策定した。そして、ライフステージ等に応じた総合的・体系的な消費者教育の推進、多様な関係機関・団体とのネットワークの強化、消費者が主体となった安全安心な地域づくりの推進を基本方針とする消費者教育の推進方策が示された。

政府の消費者教育推進会議による平成二十八年四月の「学校における消費者教育の充実に向けて」との提言では消費者教育について、消費生活の行動を通し、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画することの理解と関心を深める、と記載されている。前年に国際連合は一七に及ぶ持続可能な開発目標（SDGs）を定めており、目標一二「つくる責任、つかう責任」で持続可能な消費が示されている。こうした世界的な動きも政府を突き動かした。

県では、平成三十年に定めた、次期の「兵庫県消費者教育推進計画「ひょうご 消費者力」アッププラン」（平成三十〜三十二年度）」の中で、「深刻化する地球規模での環境問題や社会問題に対応するため、消費行動を通じて持続可能な社会を形成することが求められている」として、消費者市民社会の形成をうたう。身を守る賢い消費者から、地球環境をも守る倫理を兼ね備える消費者市民としての、新たな姿が求められている。

#### 四 地域の安全のために

平成十年頃から全国的に刑法犯の認知件数が急増し、十四年には戦後最多の約二八五万三〇〇〇件に達した。路上強盗やひったくり、自動販売機ねらいといった街頭犯罪の増加が要因であった。兵庫県も、平成十四年に刑法犯認知件数が約一六万四〇〇〇件と最多を記録し、その三分の二が街頭犯罪であった。内閣府の治安に関する世論調査によれば、「あなたは、現在の日本が、治安がよく、安全で安心して暮らせる国だと思いますか」との問いに対し「そう思わない」「あまりそう思わない」の割合は平成十八年で五二・六％と過半数を超えており、まちなかでの犯罪増加に体感治安の悪化を感じる住民が増加していた。こうした状況

表 50 兵庫県内における  
刑法犯認知件数の  
推移

年	認知件数
平成9年	68,685
10	75,166
11	78,857
12	94,150
13	129,197
14	164,445
15	153,080
16	135,119
17	121,539
18	113,320
19	107,378
20	97,527
21	90,670
22	80,860
23	76,532
24	75,642
25	70,532
26	64,911
27	59,374
28	53,183
29	50,821
30	44,233

(『犯罪統計書(兵庫県警察本部)より作成)

に対し全国で約二万人の警察官の増員など、取り締まり強化とともに、防犯ボランティアや自治会などの自主的な防犯活動と協力推進が求められた。

地域安全まちづくり条例

条例の制定と施策展開

従前より県民の参画と協働による防犯活動を安全・安心の基盤としてきた県では、兵庫県防犯まちづくり有識者懇話会(座長：山下淳同志社大学教授)による「安心・

安全条例(仮称)」の制定の提言(平成十七年三月)を踏まえ、「地域安全まちづくり条例」を平成十八年四月に施行した。条例は、基本理念として「県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他の団体及び事業者が、地域社会において相互に連携し、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動に取り組む」ことをうたい、そのための県の責務のほか、県民や地縁団体等、事業者の役割を定めている。

制定に先立つ平成十八年一月、各市町長との意見交換の場で、井戸敏三知事は「地域安全まちづくり条例」について、「防犯だけに特化せず、地域全体でまちの構造から考えるものにしたいたい」と述べたという。まちづくりを通して防犯を実現することも踏まえていた。

平成十九年五月に条例に基づく「地域安全まちづくり推進計画(第一期)」が策定された。「地域安全まちづくり活動の支援」「子ども・高齢者等の安全確保の支援」「防犯に配慮した施設の管理・整備の支援」の三つの柱を掲げ、体系的に進めることとした。平成二十一年までに刑法犯認知件数を二〇%減少させることを



写真 135 青色防犯パトロール車 (小野市提供)

数値目標とした。短期間で変動する犯罪状況等に迅速に対応するため計画期間は比較的短い三年とした。施策としては、県が進めてきた住民による自主防犯活動の担い手である「まちづくり防犯グループ」の結成の促進を目指した。平成十七年度末で一四六七グループであり、前年の四八二グループから大幅に増加していたが、これをさらに増やすため、立ち上げ費用の助成、活動継続のための情報提供などを実施した。平成十九年度末には二三五五グループとなり、県内八六九六自治会、全体の八四%が参加することになった。さらに計画に沿って、それらグループ間の交流と連携づくりも進め、地域安全の草の根のネットワークを広げることとなった。

また、新規に「地域安全まちづくり推進員」を配置する事業を開始した。以前より活動していた地域防犯ボランティアなどを、地域安全活動を主導し行政との調整役となる三年任期の地域安全まちづくり推進員に委嘱するものである。その数は、平成二十年三月末で六八一人、二十五年三月末には二〇三八人と拡大、以後、毎年約二〇〇〇人の推進員が活動することとなった。県警察本部では、公民館など防犯団体の拠点を「地域安全ステーション」として認定・整備する地域安全ステーション事業のモデル事業を、警察庁の指定を受けて平成十七年度から三木市立広野小学校校区など六カ所で実施した。また、青色防犯パトロールのための車(青パト)は十八年には四三台であったものが二十五年には一〇〇〇台を超え、多くの地域で、住民によるボランティアのパトロールが進められている。

## 防犯のため

## の諸施策

「地域安全まちづくり条例」では犯罪抑止に関わる指針を県が作成すると定めており、平成十年三月に、「子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針」「犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針」「犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針」「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」が公示された。街路や窓からの見通しの確保や照明機器の設置により犯罪抑止を図るなど、防犯環境設計の指針のみならず、住民相互の交流によるコミュニティ形成の促進といった、ソフト分野も定める点に特徴がある。

ところで、四つの指針のいずれも犯罪抑止に防犯カメラの適正な運用が役立つことが記載されている。県は、まちなかでの住民等による防犯カメラの設置を想定し、具体的な内容として、カメラの設置表示や撮影した映像の適正な管理と提供の制限など、プライバシー保護の原則に沿った運用のガイドラインを平成二十一年三月に公表した。

一方、神戸市三宮地区などの繁華街では、この頃、執拗な客引きが問題視されていた。「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」（以下、迷惑防止条例）を改正、客引きや風俗店の従業員となるよう勧誘することを禁止し、違反に対しての罰則を強化した。さらに三宮、福原など県内九地区を指定し、いわゆる客待ち行為も禁止するなど規制を強化した（平成十八年四月施行）。記事によると、これらの繁華街では施行を機に客引きなどは途絶えたとされるが、店側の行為も巧妙化しており、その後、規制を逃れる形態の飲食店の出店も相次ぎ、再びその客引きが問題となった。県は、平成二十七年、都道府県としては初となる「客引き行為等の防止に関する条例」を制定、地区を特定し全ての店舗の客引きを禁止できるこ

ととした。

刑法犯認知件数の推移と地域安全まちづくり推進計画

性や子どもが犯罪の被害者となるケースが増えていることも明らかになった。

こうした事情を検討し、県の地域安全まちづくり審議会は、平成二十二年四月に、今後三年間で県内の刑法犯認知件数を一万件減らす目標を掲げる次期計画案を答申し、県は五月に「第二期地域安全まちづくり推進計画」として決定した。基本的な方向性は継承され、具体的な取組として、団塊世代等の地域づくり活動への参加支援、青少年団体等と連携した子どもや女性を守る防犯パトロールの推進や薬物乱用防止、犯罪被害者等を支える地域づくりの推進が新たに挙げられた。さらには、防犯カメラの設置促進も盛り込まれ、平成二十二年度からは地域見守り防犯カメラの設置費に対する補助（一カ所あたり一八万円）を開始した。初年度は六二団体の応募があったが、防犯カメラの設置を希望する地域は多く、県では事業予算を拡大、助成件

刑法犯認知件数は計画の終了する平成二十一年までの三年間で目標とした二〇%の減少を実現した。また犯罪の特徴として、未成年の薬物乱用の拡大や女



写真 136

防犯カメラ設置された地域（ひょうご）の安全まちづくり協議会提供

数を平成二十五年は二五〇カ所（以降、助成額は一カ所当たり八万円）、二十七年は四〇〇カ所、二十八年は五〇〇カ所へと増やした。

平成二十四年の刑法犯の認知件数はおよそ七・五万件で、二十二年から一・五万件減少し目標を達成することができた。しかし、もう一つの成果指標である「安全・安心なま

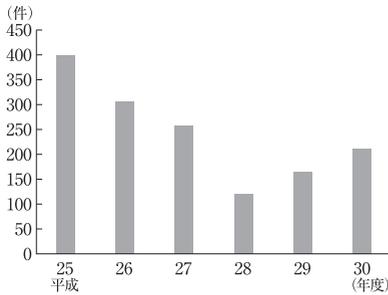


図 63 ひょうご地域安全SOSキャッチ  
電話相談件数の推移  
(兵庫県資料より作成)

ちづくり活動や地域環境の整備が進んでいると認識している県民の割合」は平成二十一年度が七〇・〇％、二十四年度が七〇・四％と横ばいで、目標であった比率の二割増は未達であった。

平成二十五年に策定された「第三期地域安全まちづくり推進計画」では、新しい課題として、いじめやインターネット利用犯罪、違法ドラッグ、二十四年に明らかになった尼崎市での連続殺人事件のような長年異変を発見できなかった犯罪事案が挙げられた。地域コミュニティのつながりが希薄化する中では、いづれも表面化しにくい課題である。この対応のため新たに「ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談」を平成二十五年七月に開設、地域安全まちづくり推進員や自治会などが活動で察知した異変を相談・通報する窓口とした。初年度の相談件数は三九七件、その後一時減少するものの三十年度では二一〇件である。

なお成果指標は二十七年年度までに刑法犯の認知件数が六万件を下回ることに、また体感治安の指標として、「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う」人の割合を、県民意識調査開始時の平成二十五年の八二・四％から五％向上させることであった。

平成二十八年四月には「第四期地域安全まちづくり推進計画」が公表された。第三期の成果指標の達成状況は、刑法犯認知件数は三年間で一・六万件余り減少し目標を達成した一方、体感治安の指標は、平成二十七年で七八・二％へとむしろ悪化した。街頭犯罪の件数は減少した半面、特殊詐欺など新たな犯罪の急増や、犯罪に相対的に弱い立場にある高齢者・女

性・学童が被害者となる事案が目立ったことも体感治安の改善が進まない要因とされた。

そこで、計画では元気な高齢者や女性による地域安全活動の推進、活動に取り組む大学との協定締結など、当事者の活動を支援する新たな事業が盛り込まれた。

**個人を犯罪から守る** 地域安全まちづくり推進計画は、住民主体の活動を通し地域の安全を築くことが理念であるが、一方で、犯罪に対し弱い立場にある個人を守ることに力を入れる必要が生じている。

個人にとってストーカーは、不安や恐怖の対象である。平成十二年の「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の制定後は警察へも多数の相談が持ち込まれており、兵庫県警の場合、十七年度の相談受理件数は六二〇件、二十二年には九一二件、二十七年には九五六件へと増加、その九割近くが女性からのものである。規制法による検挙も増加しており、警察も捜査に力を入れていることが分かる。平成二十八年三月、県は「迷惑防止条例」を改正し、規制法で要件とする恋愛感情の存在を問わずきまとい等の嫌がらせ行為を禁止することや、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）での嫌がらせも取り締まることができるようにした。十二月の規制法の改正に先駆け七月一日から施行した。

このように、地域づくりを担う自治体と取り締まる県警との協力は不可欠である。県警では、平成十八年から年に一度、官民で地域の安全について話し合う「犯罪の起きにくい兵庫づくり防犯ネットワーク会議」を開催してきたが、二十四年からは市町の担当者も参加、二十八年からは連携強化のため県の部局との合同開催に漕ぎつけた。

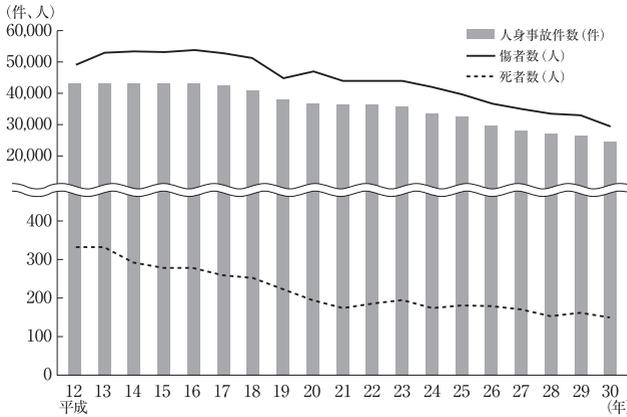


図64 人身事故数(県内)の推移  
 (『交通年鑑』より作成)

ストップ・ザ・交通事故  
 県民の安全を脅かす交通事故、特に人身事故は、昭和五十六年以降ほぼ一貫して増加傾向にあった。要因は、自動車保有台数の増加、そして運転免許保有者数の拡大がある。平成十六年は第一次交通戦争の時代の件数を上回り、統計を保有している昭和二十二年以降で最悪の四万三五六件を記録した。だがその後、数は減少傾向にある。一方で、交通事故による死者数は年々減少しており、シートベルトの着用など交通規則の徹底や自動車の性能向上など、複数の要因により、死亡に至らずに済むケースが多いと考えられる。平成十九年に「ストップ・ザ・交通事故」県民運動を行い、夕暮れどきの早めのライト点灯運動やシートベルト・チャイルドシート着用県民運動、また高齢者の死亡事故の多い市町を高齢者交通事故防止モデル地区に指定した上で、集中的な啓発活動(平成十六年度)を展開した。平成十七年度には、地域特性に応じた運動の展開のため、県民局ごとに「ストップ・ザ・交通事故」県民運動地域推進協議会を設置した。

平成十八年六月、県は国の「交通安全基本計画」を踏まえ、「第八次兵庫県交通安全計画」を策定した。道路交通について初めて、今後の道路交通安全対策を考える視点、①少子高齢社会への対応、②歩行者の安全確保、③県民自らの意識改革、④ITの活用

―が提起された。

また計画は、自転車の安全利用の推進を中心に、自転車について多くの紙面を割いている。利用者の交通ルールの知識のばらつきや認識の欠如も指摘され、安全教育が求められる。県では、特に自転車事故の多い三市町を「自転車運転免許証等制度モデル地区」に指定し、講習会などを実施する事業を展開した。

飲酒・酒気帯び  
運転の厳罰化

相次ぎ発生した酒酔い運転での事故による国民世論の高まりもあり、飲酒、酒気帯び運転設、また十四年には道路交通法の改正により厳罰化などが図られた。以降、全国での飲酒運転による交通事故数は減少しており、その効果は大きかった。しかし、平成十八年八月二十五日、福岡県の三人の幼児が死亡する事故をきっかけに再び世論が盛り上がった。九月十五日には内閣府に設置された中央交通安全対策会議交通対策本部が、飲酒運転の根絶に向けた取組の強化や飲酒運転に対する指導取締りの徹底等と内容とする「飲酒運転の根絶について」との方針を示した。

一方、九月に姫路市内で市職員が酒気帯び致死事故で逮捕されたこともあり、公務員の引き起こした事故に、県内外での国民の声は厳しく、全国的に自治体は相次ぎ酒気帯び運転についての厳罰化を表明した。県と県教育委員会も、九月十二日に飲酒運転での事故での処分基準を作り、全職員に通知した。井戸知事は一律の厳罰化には否定的でバランスを重視する考えを示しており、これを踏まえた内容である。ただ西宮市や伊丹市、明石市などは酒気帯びのみでも懲戒免職にすることを表明するなど、県内の市町の反応は様々であった。後に裁判等で、重過ぎる懲戒について自治体側の敗訴もあり見直しがなされることになる。

平成十九年に道路交通法を改正、飲酒運転へのさらなる厳罰化や同乗者など関与者へも処罰対象を広げ、また刑法改正により新たに自動車運転過失致死傷罪が新設された。

平成二十三年六月には「第九次兵庫県交通安全計画」が策定された。平成二十二年の交通事故死者数は一九二人であり、第八次の計画で掲げた二一五人以下を達成、また死傷者数は、四万四五三一人とこれも目標とした五万人以下となった。課題として六十五歳以上の高齢者の死者数が全死者数の約五割を占めることや歩行中、自転車乗用中の死者数の割合が高いことが指摘され、対策では、高齢者及び子どもの安全確保、歩行者及び自転車の安全確保、生活道路及び幹線道路における安全確保、踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進の四点が視点として挙げられた。

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

平成二十三年度の、「ストップ・ザ・交通事故」県民運動では「高齢者・子ども

しっかりと見つけて交通安全運動」「自転車安全利用推進運動」「夕暮れ時の早めの



写真 137 飲酒運転根絶啓発キャンペーン

ライト点灯運動」「シートベルト・チャイルドシート着用運動」「飲酒運転根絶運動」「交差点はつきり・しっかりと安全確認運動」「違法・迷惑駐車車の追放運動」が展開された。平成二十四年度には、高齢者の交通事故死者数の多い市町を新たに高齢者交通事故防止対策推進地域に指定、二十五年度からは自転車による交通事故の多発する市町を自転車交通安全対策重点推進地域に指定した。

